第341回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和3年5月7日(金)午後2時4分~午後3時15分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室 (広島市中区基町10-52)

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和3年4月23日(金)

招集者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

3 出席者

委員(7人) 河合幸一郎,飯尾協,山下頼信,小池勝,箕野博司,宮林豊,中尾文治

県(6人) 農林水産局水産課 課長 木村淳

カル 主 査 小川 憲太

ッ 主 査 御堂岡 慎吾

西部農林水産事務所水産課 課 長 廣中 孝一

西部農林水産事務所水産第二課 課 長 竹本 広司

東部農林水産事務所水産課 課 長 横山 憲之

事務局(3人) 山根次長,中林主查,友井技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

- 5 議題及び報告結果
- (1) 付議事項

第5号議案 遊漁規則の変更について

(結果)原案のとおり承認された。

- (2) その他
 - ・ 令和3年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について
 - ・改正漁業法に基づく第5種共同漁業権に係る発展計画等について
- 6 議事の経過

午後2時4分,事務局の山根次長が第341回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、

委員総数10名に対し出席委員は7名で、本委員会が成立していることを報告した。辻駒会長が 欠席のため、広島県内水面漁場管理委員会規程第3条第3項に基づき、河合副会長を議長と し、議事録署名者に山下委員と小池委員を指名し、議事に入った。

【第5号議案 遊漁規則の変更について】

議 長 それでは議事に入ります。第5号議案「遊漁規則の変更について」を上程します。 事務局から提案理由を説明してください。

山根次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

御堂岡主査 (江の川漁業協同組合の内水共第40号第5種共同漁業権遊漁規則第3条に定める 漁具,漁法の制限について,あゆの友釣で使用するかけ鈎の制限を3本までから4本 までに変更する案を,資料1により説明した。)

議 長 ただいま県から、江の川漁協の遊漁規則の変更について説明がありました。 委員の皆様の御意見、御質問をお願いします。

小池委員 変更によって鈎の根掛かりの確率が高くなるというだけですね。鈎の素材は鉄のため自然に還り、鉛のように自然破壊をするわけでないため、鈎が4本でも影響は微小なものです。また、必ず4本鈎にするというわけではなく、説明があったように、3本鈎、4本鈎は使い分けるという趣旨です。市販品に4本鈎があるなら、釣り人は使いたいため、特に制限する必要はないと私は思います。環境にも悪くないですから。足に鈎がかかると言っても、皆フェルトをはいていますし、稀なデメリットしかないと思います。釣り人の要望に沿ってあげて、漁協とうまくいく方がいいと思います。

宮林委員 他の漁協もこんな感じですか。

御堂岡主査 他の漁協では、3本までという規定がありません。

宮林委員 何か理由はあるのですか。

小池委員 もともと規定がなかったのではないですか。4本鈎は前からあります。

議 長 資料1の5ページの参考の図で、3本鈎の写真はありませんが、3本鈎は4本鈎と 鈎の角度に違いがあるのですか。

御堂岡主査 3本鈎は4本鈎の鈎が1つないもので、角度も変わります。

議 長 鈎の角度が広くなるということですよね。

飯尾委員 もう4本鈎は行き渡っているのですか。

山下委員 太田川は30年くらい前から使っておりました。あの頃は3本鈎も全然売っていませんでした。全部自分で作っていました。

議 長 やはり鈎掛かりが明らかに良くなるように思いますけれども、鈎掛かりの良くなる 程度と、取り込みが外れやすい程度が相殺して漁獲圧はかからないという考えですか。 この根拠となる資料はありますか。

御堂岡主査 明確に示せる根拠はありません。

- 小池委員 ただ、資源が減るというわけではないと思います。 鈎同士が干渉して掛かりが浅い かもしれません。
- 議 長 そうですね。ニジマス釣りではシングルフックのほうが余計かかりやすかったりしますし、単純な方がいい時もあります。
- 飯尾委員 資料1の1ページの備考欄の「制限範囲の拡大により単純に漁獲圧力が増加すると は言えない」という文の、制限範囲とは何ですか。3本鈎の緩和の拡大ですか。
- 御堂岡主査 3本鈎までのところを、4本鈎までと制限を拡大するということです。
- 飯尾委員 規則上は認可できる変更になっていることは、審査表にもすべて書かれています。 漁場というものは資源を保護するためだけのものではなくて、継続的に採捕で利用す る面が主になる場所だと思います。続けて獲りすぎて短期間で漁が終わってしまうと いうことがないようにという観点で審査されるのだと思いますが、皆さんが言われた ように資源的に影響が及ぶということではなさそうなので、妥当だと思います。
- 議 長 これまでにこのような要望は出ていたのですか。それとも、漁協から直接要望が出 たのはこれが初めてですか。
- 山下委員 他の漁協は本数を決めていないでしょう。
- 議 長 江の川漁協さんが3本鈎までと決めていたということなのですね。
- 小池委員 3本鈎と決めていても使う人は使います。それよりはむしろ、今説明があったよう に、枯渇等のデメリットがなければいいです。
- 議 長 他の漁協は本数を決めていなかったのですね。江の川漁協さんはむしろ資源保護の 観点で、3本鈎までと決めておられたと。
- 山下委員 この話はおそらく、最近アユの追いが悪くなって、4本鈎の方が速くかかるという ことからきています。
- 議 長 確かに最近それはよく言われていますね。フィッシングとかでテレビでやっている ものでも、明らかに大きな縄張りを作っている大きなアユは追わないと言いますね。
- 山下委員 1回追ってきて、2回目は追ってこない個体は結構います。1回追ってきたアユの 鈎掛かりがいいものは4本鈎です。
- 議 長 針の掛かりが浅いからですかね。掛かりやすいけれど、取り込む時にばれるという ことですかね。
- 議 長 他に、御意見、御質問はありませんか。ないようですので、第5号議案について は、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
- 全委員 はい。
- 議 長 異議なしということですので、第5号議案「遊漁規則の変更について」は、原案 のとおり承認します。
- 議 長 それでは、その他に移ります。まず「令和3年度広島県内水面漁場管理委員会等

の開催予定について」を事務局から説明してください。

山根次長 (資料2により,令和2年度委員会開催実績及び令和3年度の委員会開催予定を 説明した。)

議 長 令和3年度の委員会の開催予定について, 御意見等はございませんか。

飯尾委員 質問ではなくお願いになります。資料2の令和2年度実績を見ていただくと、11 月31日第339回の委員会のその他事項に、「広島県内水面水産振興計画について」が ありますが、令和3年度も折を見て委員会でかけていただきたいです。基幹事業で あるあゆ漁業についても、県で種苗を作っていただいて、県内漁協に供給していま すが、種苗の性能競争が激しく、なかなかそれに勝っていくのが難しい。そういっ たことは県の内水面行政施策、我々団体や漁協の事業計画と密接に結びついていま すので、そのような根本的な部分を検討していただきたい。また、法改正による漁 業政策の変更について話があると思いますが、同様に内水面の漁業の在り方につい ての検討が、やるぞ内水面という事業で、2年くらい前から始まっています。これ からの内水面漁業の管理の仕方といったものの取組み事例も出てきています。今年 からは事業化されて、例えば、スマホで遊漁証を受けられたり、遊漁者の力を借り て漁場管理をしたりなど、新しい取り組みも出てきていますので、そういった新し い知見も取り入れて、広島の内水面漁業をこれからどうするのかということを、委 員の皆様の意見を聞きながら、一歩でも前に詰めていっていただければなと思いま すので、どこかで報告を入れていただきたいということをお願いしたいと思います。

議 長 他に、御意見、御質問はありませんか。

全委員 (意見なし)

議 長 では、次に「改正漁業法に基づく第5種共同漁業権に係る発展計画等について」 を、県から説明してください。

御堂岡主査 (改正漁業法第90条第1項で義務付けられた漁場の資源管理状況等の報告,及び第74条第2項で規定された発展計画の作成について,資料3により説明した。)

議 長 ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。

宮林委員 内水面委員会に意見を付して報告するというのは、この報告書そのものですか、 報告書案ですか。

御堂岡主査 行使権者数,操業日数,資源管理の状況等をまとめて,必要な部分を抜粋して報告 します。このシートそのままではありません。

宮林委員 内水面委員会としての役割はどういうところにあるのかが分からなかったのですが、 県の意見を付して報告をして、委員会の意見を聞くということですか。

御堂岡主査 その部分についてはそこまで規定はなかったのですが、イメージとしましては、年 1回の報告を4月の総会までにまとめていただき、反映する形です。6月頃の報告を 想定しており、翌年度の予算も踏まえて報告の期限としています。

小池委員 3ページに「将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、子供を対象につり教室 等を実施し、川に親しむ機会を作る。」と書かれています。日釣振も同じような取組 みをしていますが、結局バス釣りのような漁業権に設定されていない魚種をされると ね。バスを漁業権魚種に設定するのは難しいのでしょうが、根絶が難しく、いなくならないですから。子供たちが大きくなり、釣りをしても、この魚種は料金が必要で、バスは料金が必要ないとなると、せっかく種苗を入れて育ててもとなる。ここはいくら突いてもきりがないですが。

議 長 バスだけは別という形で、皆さんが努力していることと逆行する形になっています。 小池委員 何か方法はないか、何か取り締まる方法はないかと考えてしまいます。今は法律で 移送が禁止されているだけで、それでは手ぬるいような気もします。

議 長 その場でリリースだったら法に触れないわけですからね。しかも漁業権もなく,禁 漁区もないです。

小池委員 漁業権は場所ではなく,魚種で設定されていますからね。バスにも漁業権があり, 遊漁料を払うならまだ多少は救われるのですが。場所に対する遊漁料の支払いができ れば,漁業者の方も救われると思います。

議 魚種すべてに共通の遊漁券があればいいのですが。この期間はこれが適用できると 長 いう形で。ここまで増えてしまうと、漁業権魚種の設定しかないと思います。これに 関して、5ページの報告記載例の魚種別の増殖目標では、アユやアマゴなどの放流魚 は増殖目標を具体的にしていますけど、放流しないようなハヤやウグイやオイカワに 関しては、増殖目標の達成はどのように諮るのですか。今は産卵場をどれだけ造成し たか、それだけです。産卵場の造成にどれだけ労力を費やしたかと資源量には関係が ないと思います。オイカワやウグイは、今はほとんどいないくらいで、アユの漁期に はアユ、アマゴの漁期にはアマゴしか獲れず、その時期を過ぎると川には何もいませ ん。学生に聞いてもそれが当たり前と言います。アユやアマゴの漁業権がない川は、 魚が何もいないことが当たり前のような、それに近い感じになっています。放流対象 にならないような,特にハヤ類などが減っています。よく言われているように,アユ の漁獲量とかなり関係がありそうなので、ただ産卵場の造成だけでは増殖目標の達成 にはならないのではないかと思います。他県では放流魚種以外の増殖目標の明確な基 準の設定などはしていないのでしょうか。

小池委員 近畿のほうではハヤなどを増やしていませんでしたか。

議 長 長野県は春の時期にサクラウグイといって、食べるためにウグイを少し放流していたと思います。しかし他のほとんどは産卵場の造成だったと思います。とにかく全国的に減っている魚種がいます。江の川漁協の遊漁券を買って、同じところで同じように釣るのですが、1桁レベルで毎年減っていると感じます。川の底が変わっています

し、専門的なことを言うと川淵の植生が変わってしまっています。オオシマトビケラという、だんだらの茶色で黒い斑点がある大きな汚いトビケラが、大量にいるような状態ですとハヤも多くいるのですが、今は全くいなくなってしまって、小さいトビケラだらけになってしまいました。ですので、川が本当に変わってしまったのだと思います。放流対象魚種以外も、明確な意味のある目標が必要だと思います。ただ、このような報告を出すのはいいことですね。漁業法改正に伴って出すようになるのですね。今年度が初めてですか。

御堂岡主査 はい、そうです。

山下委員 太田川では、組合員は漁獲量の報告を毎年出すことになっていますが、遊漁に対してはありません。今は太田川では遊漁の方が獲っているのではないかは思いますが、 遊漁の漁獲量はどうするのですか。

議 長 組合員は報告義務がありますが、遊漁に義務はなく、遊漁の情報は無い訳ですか。

御堂岡主査 遊漁に対してはアンケートや,遊漁券の販売数量など,推計できるものでデータを 出していただくことを考えております。メインは,漁業権を受けておられる組合員が 何人川に出ているかというデータですが,他にも遊漁券等のデータを出せる組合には 出していただきたいと思っております。

議 長 遊漁券の日券であればその日の最後に、年券であれば漁期の終わりなどにアンケートを取るなどができないかと思います。

御堂岡主査 できる範囲でやっていただこうと思います。

御堂岡主査 報告しなかった場合は、次の漁業権切替の際に漁業権を放棄することになります。 4ページのガイドラインの中で、報告内容に疑義がある場合又は報告期限が順守され ない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に 基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとするとされ、報告徴 収に従わない場合は罰金罰則があり、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金が処せ られます。

飯尾委員 それは資料にはないのですか。

御堂岡主査 はい,載せておりません。

中尾委員 今後考えられることとしては、報告は出てきたが、書いてある内容が虚偽であることです。先ほど議長からお話のあった、増殖のために実施している取組みを書いていながらも行っていないということが起こりえると思いますが、これのチェック体制はあるのですか。おそらく、報告書を出していただくだけで実際行っているかの監査は行われないのではと思うのですが、それも何かあれば罰則などになるのですか。

御堂岡主査 年に1回報告書を出していただいた時点で疑義がある場合には指導等になっていく

のですが、漁業権の切替え時に適切かつ有効に活用しているか確認する手続きにおいて、報告内容以外の部分についてもチェックして指導するという流れになります。資料に記載しておりませんが、水産庁の技術的助言のガイドラインの中にある、チェックリストに資源管理状況が毎年報告されているか等の項目があります。この項目にチェックが入らず、かつ理由がない場合は、適切かつ有効に利用していないことになります。

中尾委員 宮林委員が仰っていたことに係りますが、そういう罰則をかける、処分をするとい うタイミングになった時には、この委員会に答申等がくるということですか。

御堂岡主査 そうです。勧告をかける際には委員会に諮るという決まりになっています。

議 長 放流量、放流尾数の確認はないのですか。実際にはチェックしていないと聞いたことがあります。あまりよくないことですが、報告した量よりも実際の放流量は少なかったということが過去にあったと聞きました。

小池委員 難しいですね。何kgというのは信じるしかありません。ある程度はもう信頼関係し かないでしょう。

御堂岡主査 内水面では増殖目標量以上を放流している漁協もあります。内水面の普及員も現場 に行ってもらっています。

山下委員 この報告書では正確な数字が出てこないと思います。家のとなりに太田川漁協の総 代がいるのですが、毎年報告書を集めて、数が少ない人には数を多く書けと言ってい ると聞いております。報告書自体が正確な数字が上がってこないので、全く信用でき ません。

小池委員 ただ、それも確固たる根拠などがなければ言えないですね。

議 長 資源量の把握という意味でも正確なものが出てくるようにした方がいいと思います。 山下委員 ある程度実状に沿った報告書が出てくるように考えた方がいいと思います。

議 長 それでは、その他の議題は終了いたします。

議 長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事は、すべて終了しましたが、委員 の皆様から、何かありますでしょうか。

私からよろしいでしょうか。資料1の遊漁規則の変更に係る内容一覧表の4ページの根拠規定のところで、第170条第5項の2において、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであることが認可する条件とされていますが、私が任期初めからよく言っていることで、長野県のように1日券が300円の場所がある一方で、1日券4,000円のような高額な遊漁料を認めている県もあります。管理に要する額等の説明で許可をするということですか。それとも特例のような形ですか。極端に違うと感じます。広島県内であれば、年券で一番安いのは三段峡漁協の2,500円で、高いところでも神之瀬川で6,000円くらいです

が、私の出身の兵庫県では、アマゴの日券が3,500~4,000円です。年券が15,000円というところもあります。奈良県ではもっと高いです。おまけに、実際に行くと魚は見ることもできないくらい、全然獲れません。

小池委員 実際、遊漁券を買わなくなるから値段を上げるしかなくなる。

議 長 いたちごっこになっています。釣れないからみんな買わない。それでどんどん減っていって、悪循環です。逆に釣れるところはどんどん釣れて、遊漁券も安いので、みんな当然のように買いに行きます。遊漁券が安くても多く買ってもらえたらすごい額になりますから。

小池委員 幸い広島県ではまだそのような声を聞きませんが、声があれば委員会で考える必要 がありますね。

御堂岡主査 改正の内容は、遊漁に係わってきますので、近隣の漁協の状況も参考にして委員会 で諮るようにしております。今回の内容はそれらに問題がありませんでした。

宮林委員 遊漁規則の変更は結構お金に係る変更が多いですよ。委員会にかける時には、漁協 の経理や、増殖にかかった費用を積算してもらって、委員会で妥当かどうかを決定し てもらいます。過去に、値段が高すぎるので低くするようにと決定したこともあります。

議 長 県,事務局からは何かありますか。

山根次長 先ほどの今年度の委員会の予定でも申し上げましたが、次回の委員会は8月の開催を予定しております。コロナ禍の状況ですので、開催時期やWEB開催などの開催方法を検討して、また御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それではこれをもちまして,第341回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。 ありがとうございました。

(午後3時15分 閉会)